

平成27年枕崎市成人式

二十歳の門出、希望を胸に 新たなスタート

新成人の門出を祝う成人式が1月3日、市民会館で行われました。新成人198人や中国人研修生の新成人23人をはじめ、多数の関係者が出席し、二十歳の門出を盛大に祝いました。会場では旧友との久しぶりの再会に、あちこちで喜びの声が上ががり、記念撮影をする姿が見られました。



①華やかな振袖姿で記念撮影をする新成人 ②新成人の決意発表をする日渡啓太さん(右)と朱思晴さん(左)

演奏で始まり、新成人を代表して日渡啓太さんが「大人としての自覚を持ち、責任ある社会人として常に前向きに進んでいくことを誓います。枕崎に生まれ育ったことを誇りに思い、伝統を継承するだけでなく、全国各地に広がる我々が新しい時代を作っていくまじょう」と発表。続いて中国人研修生を代表して朱思晴さんが「あ

と1年で研修生生活を終えて中国に帰ります。中国に帰ったらこれまでできなかった親孝行をし、家族と一緒に幸せな生活を送れるように頑張ります」と発表しました。

その後、実行委員会が制作した思い出の写真集「わたしたちのメモリー20年」や恩師からのビデオレターが放映されると、出席者は懐かしそうな表情で見入っていました。



成人式実行委員とボランティアスタッフ

ボランティア 小・中学生、高校生20人が準備・運営に活躍

市内の小・中学生、高校生の20人がボランティアスタッフとして成人式の準備や、当日の受付をはじめ、照明・進行・舞台係として運営に携わり、新成人の門出に華を添えました。

認定新規就農者制度

農業を始めてみませんか？

認定新規就農者制度が始まりました。本市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が定めている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、昨年9月10日に変更しました。

青年等就農計画の認定制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して、国は重点的に支援措置を講じるという制度です。

■対象者
①年齢が18歳以上45歳未満の者または特定の知識・技能を有する者で年齢が65歳未満の者
②①の対象者が役員の過半数を占める法人

■主な認定基準
青年等就農計画が、枕崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らした

て適切なものであること(年間農業所得168万円、年間労働時間2000時間等)。
■主な支援措置
・青年等就農資金(株日本政策金融公庫による無利子融資が受けられます)
・青年就農給付金(経営開始型) 就農直後に給付金が最長5年間、年間150万円が給付されます)
・経営所得安定対策
・農地集積の促進

詳細については、農林水産省または日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。農政課までお問い合わせください。

■問合せ 農政課農政係 TEL 721111(内線331)、農政課特産振興係 TEL 721111(内線332)

じんけんフェスタ

一人ひとりが 人権の大切さを認識

12月14日、「じんけんフェスタ2014 in 枕崎」が、サン・フレッシュ枕崎で開催され、約200人が参加しました。

会場内では、人権についてのパネル展示がされたほか、ステージでは、タレントの野口たくおさんが総合司会を務め、枕崎少年少女合唱団によるオープニング演奏、人権標語の表彰式、MBCアナウンサーの上野知子さんによる講演会、ナツメグによるミニライブが行われました。

「思いやりコミュニケーション」と題した講演では、上野さん



講演する上野知子さん

んが白血病闘病、骨髄移植を通じて思いやりの心を実感し、恩返しの中で闘病生活を乗り越えてきたこと、命や思いやりの根底にある人権の大切さについて話がありました。参加者は、さまざまな催しを通して、人権への理解を深めていきました。

枕崎市「人権標語2014」入賞作品

最優秀賞

なりたいいな 言葉の重さの わかる人

優秀賞

あのがね ひとりぼつちだ ねえあそばさばく決めた! もう友だち なかせない
ありがとう やさしい心の 愛言葉
なくそうよ いじめを見て 知らんぷり
相手に放った 冷たい言葉が 向かう先は 自分だよ
だれたってされたら嫌だよ 差別やいじめ

長野ハンナ(別府小4年)

田中大葵(立神小1年)
新留虎介(桜山小2年)
白窪 遥(枕崎小4年)
永江泰尊(桜山小6年)
下山千晴(別府中1年)
板敷洗成(別府中2年)

方書表示

住民票等の方書表示に伴う 居室番号等の調査について

本市では、昨年11月17日からアパートやマンションなどの集合住宅に住んでいる方の住民票等に方書(アパート等の名称や居室番号)を記載しています。

対象となる世帯には、10月以降に確認のための文書を発送しています。その中で、昨年

11月17日以前に転入届や転居届を提出するときに、アパートやマンションなどの建物名は記載されているものの居室番号等の記載のない方がいます。

対象世帯は、文書を再度確認の上、居室番号等の記載のない場合は、市民生活課市民係で手続きを行うか、電話等に

よる連絡をお願いします。

電話等により連絡をいただいた方には関係書類を郵送します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

また、居室番号等を記入したかどうかわからない場合も問い合わせをいただければ記載の有無について調査し、記載されていない方には関係書類を郵送します。

■問合せ 市民生活課市民係 TEL 721111(内線143・149)

鹿児島県の最低賃金が改正されました

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日
	678	平成26年10月19日

特定(産業別)最低賃金も以下のとおり改正されました。

特定(産業別)最低賃金 産業名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	720	平成27年1年4日
百貨店、総合スーパー	693	平成26年12月26日
自動車(新車)小売業	748	平成26年12月17日

○鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、特定(産業別)最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

○最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

○最低賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

■問合せ 鹿児島労働局賃金室 TEL099-223-8278